

長崎県総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、長崎県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、知事及び教育委員会をもって構成する。

(会議の招集及び議事運営)

第3条 会議は、知事が招集する。

- 2 教育委員会が知事に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めた場合は、知事は会議を招集するものとする。
- 3 会議の議事運営は、座長が勤めるものとし、座長は知事とする。

(協議及び調整事項)

第4条 会議の協議事項は、大綱の策定に関すること及び法第1条の4第1項各号に掲げる以下の事項とする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 会議の調整事項は、協議事項のうち構成員の権限に属する事務に関することとする。
- 3 会議において、調整が行われた事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者の出席を求め、協議事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開（秘密会）とすることができる。

(議事録の作成)

第7条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開（秘密会）に係る議事録については、この限りでない。

(議事録の記載事項)

第8条 前条の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 日時、場所
- (2) 出席した知事、教育長及び教育委員の氏名
- (3) 議題及び議事の内容

(会議の傍聴)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、知事の許可を得なければならない。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 会議の事務局を長崎県総務部学事振興課に置く。

(会議運営の細則)

第11条 この要綱で定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月27日から適用する。